

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

弁財深谷線	路線名
熊谷市弁財字寺前一六二番一地先から 同市上須戸字水久保一〇一四番二地先まで	供用開始の区間
令和五年二月二十四日	供用開始の期日
令和元年十月十一日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第五号で告示した道路予定区域の全部供用開始である。 延長八二五・〇メートル	備考